

身体障害者用自動車改造費補助のご案内

この補助金は、身体障害者が社会参加のため自動車を運転できるように、又は使用(乗降)しやすいように改造する経費に対して補助金を交付するものです。

1. 対象者及び補助率

(1) 本人運転装置の改造

対象要件	市内に居住し、自らが所有し運転する自動車の運転装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者で、身体障害者手帳の交付を受けている者
所得制限	前年分の所得税の課税所得金額が、該当月の特別障害者手当に係る所得制限限度額を越えない者
補助率	改造経費の10分の9以内

(2) 介護装置の場合

対象要件	市内に居住し、自らもしくはその同一生計の介護者が所有し介護者が運転する自動車に、介護装置を装備し改造することにより本人の社会参加または介護者の負担軽減が見込まれる者で、特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している者
補助率	改造経費の10分の10以内

2. 対象になる改造

(1) 障害者が自ら運転できるようにする改造

(2) 障害者が乗降しやすいように又は車いすが固定できるようにする改造

※(1)(2)とも、身体障害の内容に応じた改造であること

3. 補助限度額 100,000円

※補助限度額以上の改造費用は自己負担になります。

4. 申請の時提出いただく書類

- (1) 交付申請書
- (2) 改造費の見積書
- (3) 運転者の免許証
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 車検証（車両同時購入の場合は、購入後下記⑤のタイミングで提出）
- (6) 税務情報の閲覧に関する同意書（本人運転装置改造の場合のみ）
- (7) 申請者名義の預金通帳

5. 手続きの流れ

長野市		申請者
②書類審査・交付決定通知	←	①上記4の書類（申請書等）
	→	③改造発注・着手
⑥改造部分の確認	←	④改造完了・代金支払
	←	⑤実績報告書（領収書を添付） ※領収書の発行日から20日以内に提出してください。
⑦補助金確定通知	→	
⑨補助金交付	←	⑧補助金請求書

※①から⑧までの手続きを同一年度内に行っていただく必要があります。

6. 注意事項

- (1) 改造実施後の申請は対象になりません。
- (2) 過去5年以内に本制度で補助を受けられた方はご利用いただけません。

☆問い合わせ先

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 保健福祉部障害福祉課

電話 026-224-5030（直通）

FAX 026-224-5093